

# 第9回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年4月3日(金) 17:00～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター  
災害対策本部会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言について
- (4) その他

## 3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について
- 【資料2】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料3】 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言について
- 【資料4】 新型コロナウイルス感染症に関する各部局の取組【概要】
- 【資料5】 県民の皆さまへのメッセージ

# 第9回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

鈴木副知事 (副本部長)      知事 (本部長)      井出副知事 (副本部長)

	鈴木副知事 (副本部長)	知事 (本部長)	井出副知事 (副本部長)	
警察本部長	○		○	アドバイザー (福島県立医科大学)
総務部長	○		○	教育長
企画調整部長	○		○	危機管理部長
保健福祉部長	○		○	生活環境部長
農林水産部長	○		○	商工労働部長
出納局長	○		○	土木部長
病院局長	○		○	企業局長
文化スポーツ局長	○		○	避難地域復興局長
観光交流局長	○		○	子ども未来局長
			○	原子力損害対策 担当理事
				次長
				地域医療課長
				地域医療課主幹
				地域医療課主任
				県民健康調査課主幹

報道  
|  
機  
関  
ス  
ス

9面マルチディスプレイ

システム機器類  
(TV会議装置等)

入口

## 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

### 【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	高野武彦	
2	保健福祉部地域医療課	課長	三浦爾	
3	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻正明	
4	保健福祉部地域医療課	主幹	本田あゆみ	
5	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	菊地陽子	
6	保健福祉部県民健康調査課	主幹	金成由美子	

## 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（9例目）

本日（4月3日）、県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

県内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは、9例目となります。

## 【患者の概要】

- (1) 年代 : 30代
- (2) 性別 : 女性
- (3) 居住地 : 福島県（相双保健所管内）
- (4) 症状・経過
  - 3月31日 咳、鼻水
  - 4月 1日 発熱（37度）、咳、鼻水あり
  - 2日 帰国者接触者外来を受診
  - 3日 新型コロナウイルス検査の結果、陽性であることが判明。  
入院予定。本人は軽症。
- (5) 行動歴
  - ・県内患者6例目の濃厚接触者。
  - ・症状出現前2週間の海外渡航歴はなし
  - ・行動歴の詳細は相双保健所にて調査中
- (6) その他
  - ・濃厚接触者については、相双保健所で調査中。

## 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について

事例	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
1	いわき市	70代	男性	退院	
2	郡山市	70代	女性	入院中	
3	福島市	70代	男性	入院中	
4	福島市	20代	女性	入院中	
5	福島市	70代	女性	入院中	3例目患者の濃厚接触者。
6	南相馬市	50代	男性	入院中	
7	南相馬市	70代	女性	入院中	6例目患者の濃厚接触者。
8	須賀川市	10代	女性	入院中	

## 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年4月3日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 現状

## (1) 感染状況

## ① 国内の感染状況

(単位 人)

都道府県名	陽性者数	うち死亡者数
東京都	527	6
大阪府	245	2
北海道	177	7
愛知県	176	19
千葉県	164	1
兵庫県	147	11
神奈川県	120	6
埼玉県	98	3
その他	453	2
合計	2,107	57

※ チャーター便帰国者15名、空港検疫56名、クルーズ船乗員・乗客712名(死亡者10名)を除く。

※ 令和2年4月1日12時時点(厚生労働省発表)

## ② 県内の感染状況

8人 (3/7: 1名確認。退院(4/1)、3/14: 1名確認。現在入院中)

3/31: 2名確認。現在入院中、4/1: 2名確認。現在入院中

4/2: 2名確認。現在入院中)

※ クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」乗船者の県内受入患者(7名)については、3月18日13時をもって全て退院。

## (2) 検査の状況(県内発生分)

(令和2年4月2日)

	検査実施件数 (1/26~4/2)	陽性者数 (累計)	退院	
			退院	入院中
県内疑似症等	264	8	1	7
県内陽性者	7			
クルーズ船	41	7	7	0
総計	312	15	8	7

※ 福島市保健所における検査33件を含む。

### (3) 相談対応の状況

① 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数  
 （令和2年4月1日現在）（単位 件）

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
121	33	216	198	164	184	142	147	344	1,549

（参考）保健所の相談対応数

（令和2年4月1日現在）（単位 件）

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
318	124	541	725	753	760	606	527	551	4,905

② 帰国者・接触者相談センター（県内9カ所）相談件数

（令和2年4月1日現在）（単位 件）

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
1	16	122	204	262	383	286	440	697	2,411

## 2 国等の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定。2月1日に関係政令施行。
- 1月30日 内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策を決定。
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- 2月26日 全国規模のイベントについて、今後2週間、中止、延期、規模縮小等の対応を要請。
- 2月28日 全国すべての学校等に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策（第2弾）を決定。併せて全国の大規模なイベント自粛を10日間程度継続するよう要請。
- 3月13日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法成立。新型コロナウイルス感染症に同法の規定を適用。
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、クラスターの大規模化や患者の急激な増加に備える必要があると分析し、学校を始めとした活動については、地域ごと感染状況別の対応を検討するよう提言。

- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、クラスター対策の抜本的な強化及び重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に取り組むとともに、国民への3つの条件が重なる場を避ける行動や大規模イベントについての主催者への慎重に対応、開催の判断の際の感染リスクへの対応を要請。
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部において、日本人を含む米国からの入国者に対し、指定する場所での14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛の要請を当面4月末日まで実施することなどを報告。
- 3月27日 全国知事会は、各都道府県に対し、就職や進学等で東京都を始め感染が拡大している地域へ転出される方への注意喚起を依頼。
- 3月28日 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部において、特措法に基づく「基本的対処方針」を策定。緊急経済対策の取りまとめを指示。
- 4月1日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染状況の踏まえた地域区分における対応策や市民に求める取組の徹底等を提言。

### 3 市町村の対応状況

- 52市町村で対策本部を設置済（3/17）。未設置の市町村においても既存の会議で対応中。
- 住民への情報発信、マスク不足や学校休業に伴う対応などに取り組んでいる。

### 4 県の対応状況

#### 【対策本部員会議】

- 1月29日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月21日 第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月27日 第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を決定。「集団発生の防止」「重症者対策」「流行期に備えた体制整備」について、必要な体制強化を図る。
  - ・ 県主催のイベント等に関して「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」を決定（適用期間：2/28～3/15）。
- 3月7日 第4回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 県内患者一例目の発生を受けて、知事メッセージ発出
- 3月13日 第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の対応について説明。
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」の適用期間を3月末まで延長。
- 3月15日 二例目の発生を受け、県中地域本部会議開催。



- 3月24日 第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 国の専門家会議の状況分析・提言を受けて、公立学校の4月1日からの活動再開や県主催イベントの今後の対応方針を決定。
- 3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部を設置
- 3月27日 第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、東京都の感染防止対策に協力するため、東京方面への週末(3/28~29)の不要・不急の往来を控えるよう要請。
- 3月30日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会
- ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について協議。
- 3月31日 第8回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

## 【基本方針に基づく取組状況】

### (1) 情報提供・共有

- ・ 新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止等について発信。
- ・ 県ホームページのトップページに知事メッセージ及び新型コロナウイルス関連情報を掲載。
- ・ 県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載。
- ・ 県内の検査結果状況(累計)をホームページ上で毎日更新。(3/6~)
- ・ 県内の感染発生の概要等についてホームページに記載。(3/7~)
- ・ 患者発生時における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成・配信。
- ・ 引き続き、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター等のあらゆる手段を活用した情報発信をしていく。

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・ 衛生研究所において、1日最大32検体(概ね16人分)の検査を行う体制から、3月9日以降1日最大48検体(概ね24人分)の検査を行う体制に拡充。
- ・ (株)江東微生物研究所との間で、3月10日付けで検査委託契約を締結し、1日50検体(概ね25人分)の検査体制をさらに拡充。
- ・ 福島市保健所において、3月23日から1日16検体(8人分)の検査体制を確立。3月23日付けで検査委託契約を締結。
- ・ 県内の検査体制は、1日最大114検体(概ね57人分)となった。
- ・ 今後も、更なる検査体制の拡充に向け、中核市、医療機関及び民間検査機関における検査体制確立に向けた支援・調整を継続。

- ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3月16日（月）から3回線に増設。土日の受付を4月4日（土）から開始。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの平日夜間と土日の受付を3月16日（月）から対策本部内（本庁）に集約。
- ・ 外国人住民が帰国者・接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語に対応）
- ・ コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを3月27日（金）から開始。

### （3）まん延防止

- ・ 市町村や民間に対して、感染防止のためイベント延期等呼びかけ。
- ・ 国専門家会議の見解等を踏まえ、県主催イベント等の開催基準を改定（適用期間は当面の間）するとともに、市町村や民間に対しても参考として送付。
- ・ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導し、必要な支援を行うとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。（基本方針項目）
- ・ 学校と地域の保健所の連携強化等を図るため、公立小・中学校の担当者を対象に各保健所職員と合同で研修会を開催。（3/16～3/19）

### （4）医療

- ・ 3月23日付けで帰国者・接触者外来を25箇所から27箇所へ拡充。
- ・ 感染症指定医療機関の32床に加え、入院可能な病床として一般病床20床を確保。引き続き、拡大に向けて調整。
- ・ 必要性を見極めながら、医療提供体制の整備に向け、国の制度の活用について調整中。

### （5）経済・産業・雇用対策

#### ① 企業への貸付制度等

- ・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化（3/5）。
- ・ 国の資金繰り対策について関係機関に情報提供するとともに、県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））の利用を呼びかけ。
- ・ 関係団体に対し、雇用調整助成金の特例措置を周知。

#### ② 世帯への貸付制度等

- ・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始。

(3/25)

- ・ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設について周知。(3/10)

③ 関係機関と連携した相談への対応

- ・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携・協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)
- ・ 福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設(3/3)
- ・ 福島労働局が開設した特別労働相談室(2/14～)とも連携しながら対応。
- ・ 東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援。

④ 事業継続に向けた対応等

- ・ 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ周知。

(6) その他

- ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関や介護施設等に対して、県で備蓄していたマスクや防護服を提供。
- ・ 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知。(2/25)
- ・ 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止対策の徹底を部長通知(3/8)。また、市町村に対しても同様に協力依頼(3/9)。
- ・ 高齢者施設等における感染症防止の対策の徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染症防止の対策事例の共有等に関する部長通知を发出(3/19)
- ・ 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起の周知(国事務連絡)を改めて高齢者施設等へ周知(3/26)。
- ・ 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、対策事例の内容を追加の上、施設等及び市町村へ部長通知を发出(4/2)。
- ・ 国から提供された医療機関用マスク約28,000枚を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関に提供(3/19)。
- ・ 3/31以降、国が追加で約19万枚のマスクを医療機関等に4/3までに配布する予定。
- ・ 更に、4/6以降、国から約19万枚のマスクが配布される予定。
- ・ 介護施設等には、国が直接、布製マスクを3月30日から順次配布中(枚

数は利用者及び職員に1枚ずつを目安)。

- ・ 医療機関・社会福祉施設等に国から配分される手消毒用エタノールについて、国へ数量を報告(3/30)。
- ・ 県薬剤師会の仲介により、東北アルフレッサ(株)から購入する消毒液800ℓを、高齢者施設等へ4月上旬に配布見込(4/1)。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童の家庭に、国から配分された手指消毒用エタノールを訪問看護ステーション及び障害児通所支援事業所を通じて配布(4/2)
- ・ マスク等の品薄状態が続いていることを踏まえ、今回の補正において、国の補助制度を活用したマスク等の購入経費を計上し、順次購入。
- ・ 引き続き、県としても、医療機関などのマスクの不足状況の把握に努めるとともに、災害時の応援協定を締結している企業や卸、販売業者をはじめ、新たな製造業者等に提供の働きかけを行うほか、国に対して調達先の紹介を依頼するなど、必要量の確保に努めていく。
- ・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」等の電話相談窓口を活用。

## 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の 状況分析・提言（4月1日）について（概要）

### 状況分析

- 日本国内の感染状況については、今のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的的患者急増）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している。そうした中、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっている。
- 社会・経済機能への影響を最小限としながら感染拡大防止の効果を最大限にするとの方針の元、地域を区分し講ずべき対策を提言してきたが、地域の状況を判断する際の範囲等が不明確、市民の行動変容の必要性が十分に伝わっていない等の課題が明らかになった。

### 提言

#### 1 地域区分について

地域	地域要件	想定される対応
感染拡大警戒地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規感染者数やリンクなしの感染者数が、直近1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュートには至っていない。</li> <li>○ 帰国者・接触者外来の受診者が直近1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。</li> <li>○ 重症者優先の医療提供体制の構築を図っても、近い将来、切迫性が高い、又はそのおそれが高まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「3つの密」を避けるための取組（行動変容）をより強く徹底。</li> <li>○ 自治体首長から次の行動制限メッセージ等の発信、市民相互の啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を明確にした外出自粛要請</li> <li>・地域レベルでも10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避ける</li> <li>・家族以外の多人数での会食などは行わない</li> <li>・具体的な集団感染事例を踏まえた、注意喚起の徹底。</li> </ul> </li> <li>○ 学校の一斉臨時休業の検討</li> </ul>
感染確認地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規感染者数やリンクなしの感染者数が、直近1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっている。</li> <li>○ 帰国者・接触者外来の受診者があまり増加していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避し、感染拡大のリスクの低い活動については実施。</li> <li>○ 屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控える。</li> </ul>
感染未確認地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直近1週間、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例を除く。直近1週間においてリンクなしの感染者数もなし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどは、適切な感染症対策を講じ、リスク判断の上、感染拡大リスクの低い活動は注意をしながら実施する。</li> </ul>

## 2. 行動変容の必要性 「3つの密」を避けるための取組の徹底について

### (1) 社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするための基本戦略

- ① クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
- ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
- ③ 市民の行動変容
- 大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要があり、なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強める必要がある。

### (2) 市民に求める取組の徹底

- 「3つの密」の回避は、自身の感染リスクを下げるだけでなく、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことに繋がることについて理解を浸透させる。人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避ける。
- 「3つの密」がより濃厚な形で重なる夜の街において、
  - ① 夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えること。
  - ② カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えること。
- ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動で集団感染が生じていることを踏まえた対応をすること。
- 「密」の状況が一つでもある場合には、普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策の徹底に留意すること。

# 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月1日)

## I. はじめに

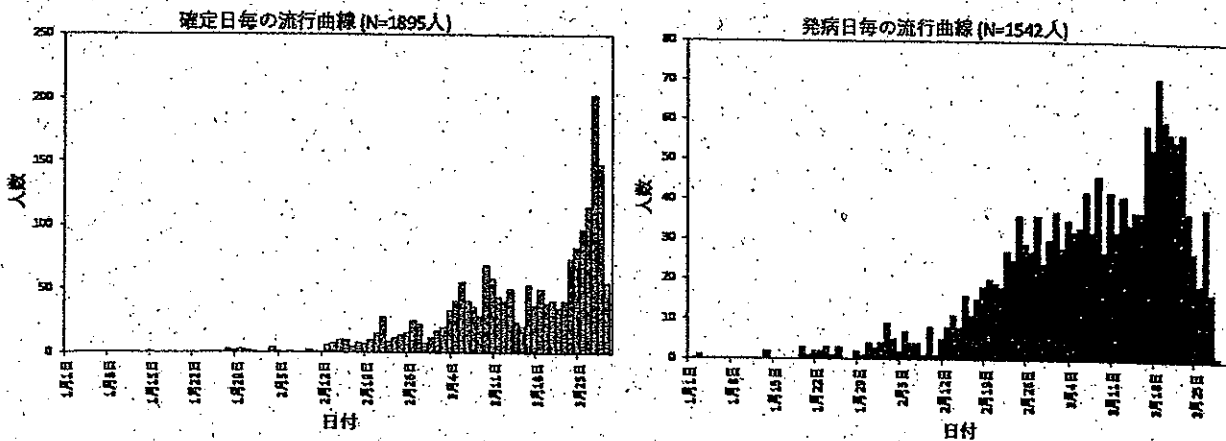
○ 本専門家会議は、去る3月19日に「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(以下「3月19日の提言」という。)を発表し、その後、海外からの移入が増加していたことも踏まえ、3月26日に「まん延のおそれが高い」状況である旨の報告を行った。これを受け、同日付けで政府では政府対策本部を立ち上げられたが、前回の提言から約2週間が経過したので、最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、提言を行うこととした。

## II. 状況分析

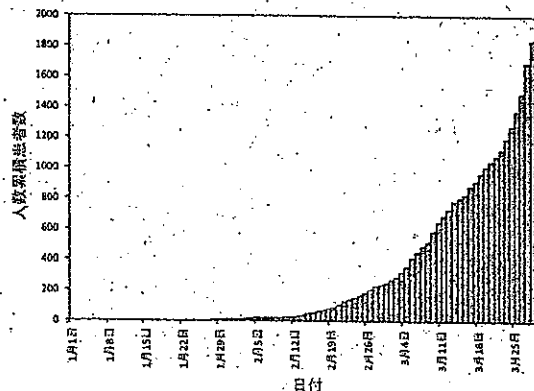
### 1. 国内(全国)の状況

○ 前回の「3月19日の提言」から2週間が経過した現在の全国的な状況については、**新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、3月26日に初めて1日の新規感染者数が100人を超え、累積感染者数は3月31日には2000人を超えるに至っている。**特に、**確定日別でも発病日別でも都市部を中心に感染者数が急増している。**31日は、東京都で78人、大阪府では28名などの新規感染者が確認された。こうした地域においては、クラスター感染が次々と報告され、感染源(リンク)が分からない患者数が増加する状況が見られた。

【図1. 日本全国における流行曲線(左図: 確定日別、右図: 発病日別)】

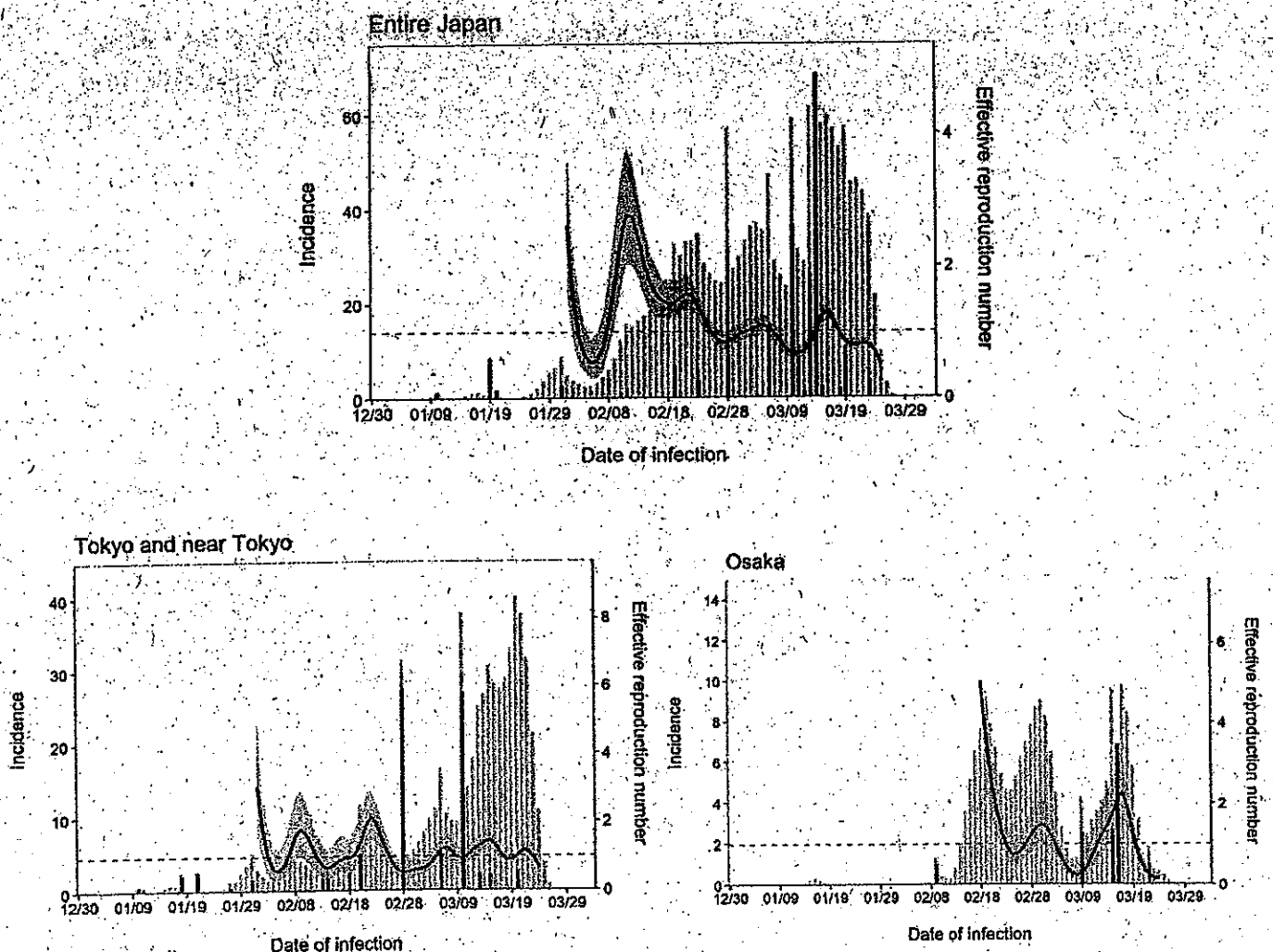


【図2. 累積感染者数(日本)】



- ・日本全国の実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時刻における、1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）は、3/15時点では1を越えており、その後、3月21日から30日までの確定日データに基づく東京都の推定値は1.7であった。今後の変動を注視していく必要がある。
- ・また、海外からの移入が疑われる感染者については、3月上旬頃までは、全陽性者数に占める割合が数%台であったものの、3月11日前後から顕著な増加を示し、3月22日、23日頃には4割近くを占めるようになった後、直近はやや減少に転じている。
- ・最近では、若年層だけでなく、中高年層もクラスター発生の原因となってきた。
- ・また、最近のクラスターの傾向として、病院内感染、高齢者・福祉施設内感染、海外への卒業旅行、夜の会合の場、合唱・ダンスサークルなどが上げられる。特に、台東区におけるクラスターについては全貌が見えておらず、引き続き注意が必要である。

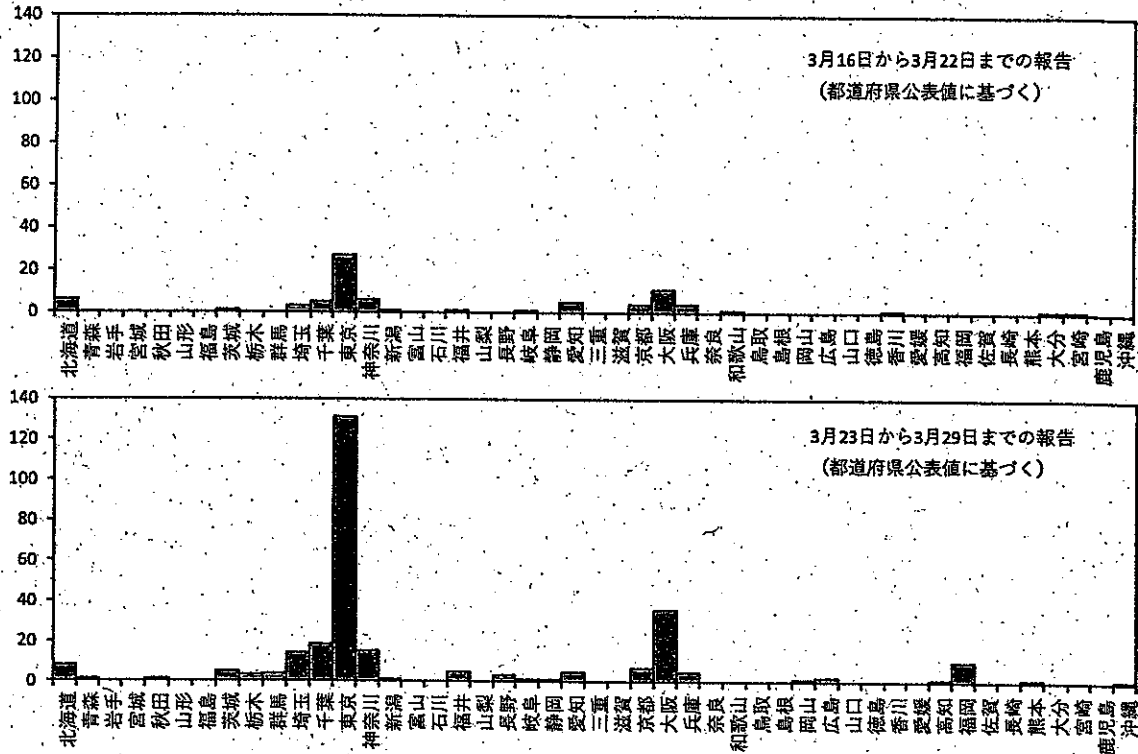
【図3. 実効再生産数 日本全国、東京と東京近郊、大阪】



※ 推定された感染時刻別の新規感染者数（左縦軸・棒グラフ；黄色は国内発生推定感染時刻別の感染者数、紺色は推定感染時刻別の輸入感染者数）とそれに基づく実効再生産数（1人あたりが生み出した2次感染者数・青線）の推定値。青線は最尤推定値、薄青い影は95%信頼区間である。

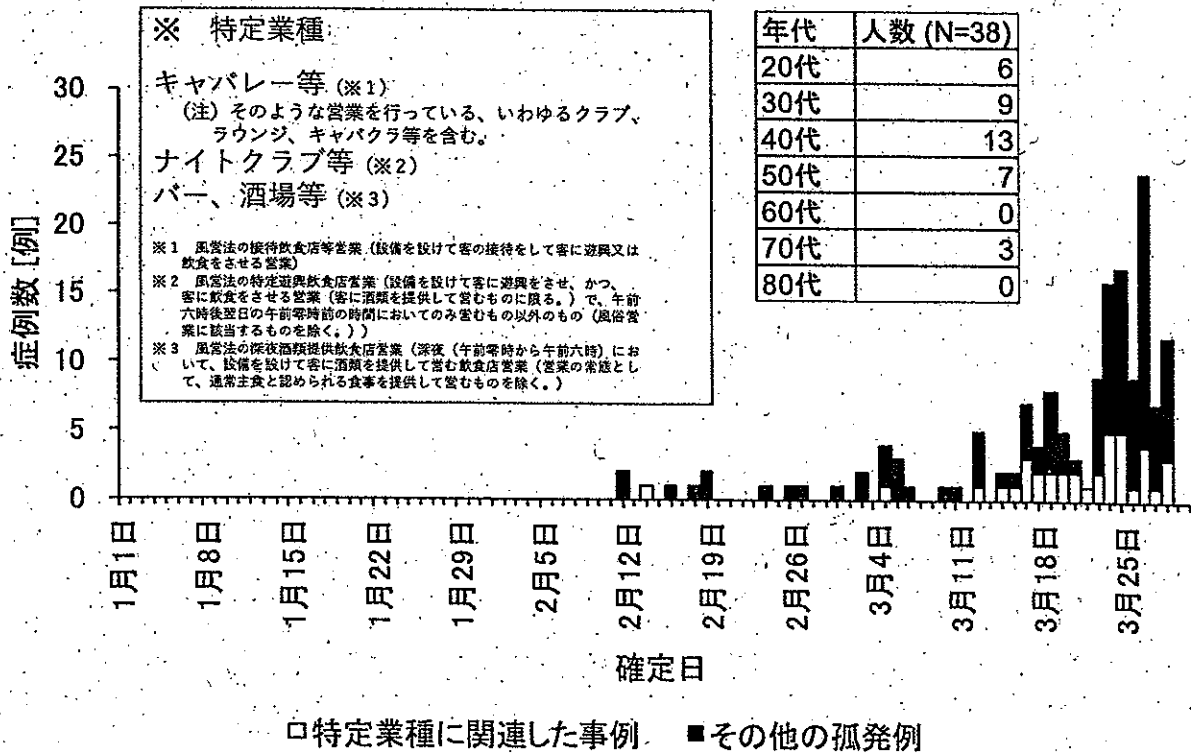


【図4. 都道府県別にみた感染源（リンク）が未知の感染者数の推移（報道ベース）】



※ 2020年3月16日～22日、3月23日～29日の間に報道発表された各都道府県の感染源が分からない感染者数の推移（報道ベース）。これらのうち積極的疫学調査によって感染源が探知された者は、今後、集計値から引かれていくことになる。流動的な数値であることに注意が必要である。

【図5. 夜の街クラスターについて（東京都）】



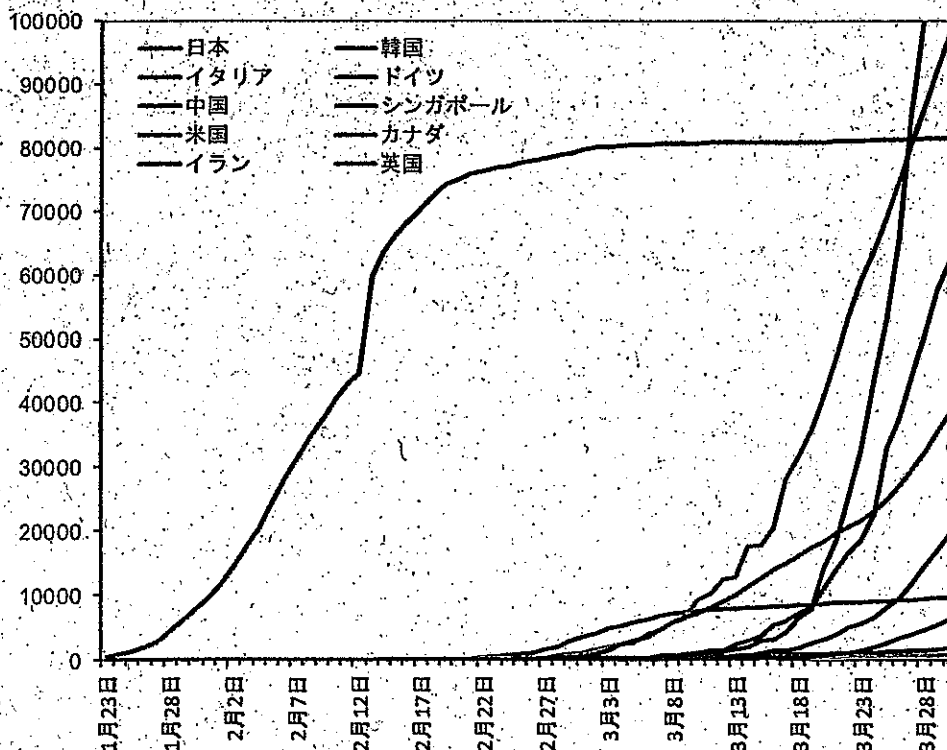
○ 以上の状況から、我が国では、今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的感染者急増）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している。そうした中、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が喫緊の課題となっている。

○ いわゆる「医療崩壊」は、オーバーシュートが生じてから起こるものと解される向きもある。しかし、新規感染者数が急増し、クラスター感染が頻繁に報告されている現状を考えれば、爆発的感染が起こる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。

## 2. 海外の状況

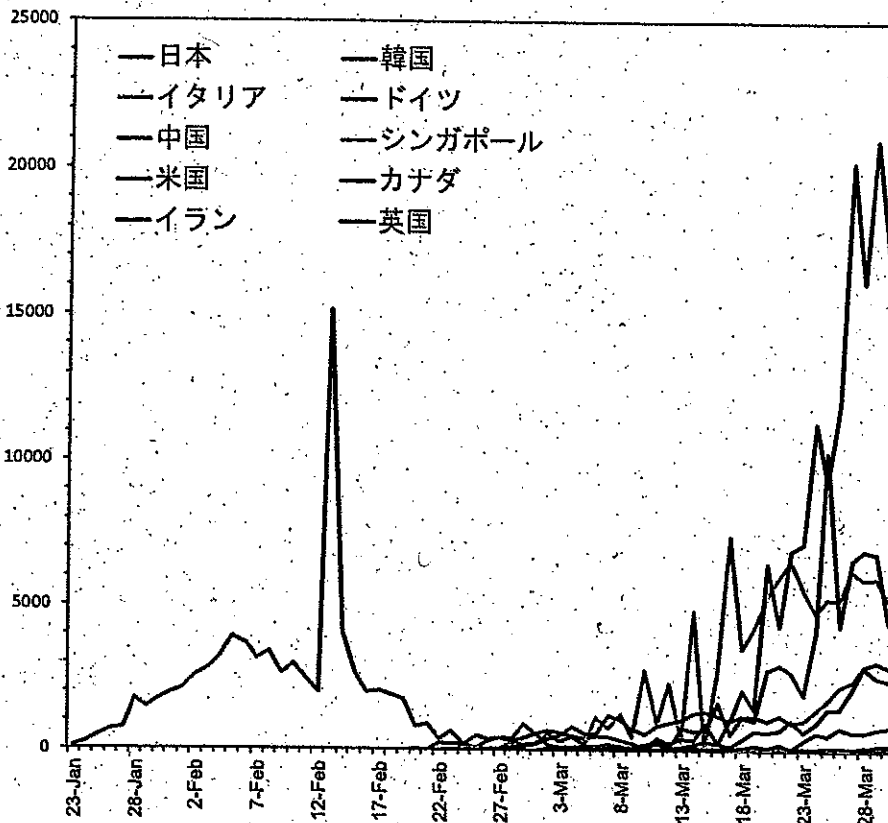
○ この間、欧州や米国では感染が爆発的に拡大し、世界の状況はより厳しいものとなっている。こうした国々では、医療崩壊により十分な医療が受けられない状況が起きており、日本でもその場面を取り上げた報道がなされている。

【図6. 累積感染者数の国別推移】



<sup>1</sup> オーバーシュート： 欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増する程度のスピードが継続して認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、一定期間の不要不急の外出自粛や移動の制限（いわゆるロックダウンに類する措置）を含む速やかな対策を必要とする。なお、3月21～30日までの10日間における東京都の確定日別患者数では、2.5日毎に倍増しているが、院内感染やリンクが追えている患者が多く含まれている状況にあり、これが一過性な傾向なのかを含め、継続的に注視していく必要がある。

【図7. 新規感染者数の国別推移（確定日ベース）】



### Ⅲ. 現在の対応とその問題点

#### 1. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方について

- 「3月19日の提言」における「Ⅱ. 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」においては、クラスター連鎖の防止を図っていくための「対策のバランス」の考え方を、地域の感染状況別に整理したものである。
- しかし、自治体などから、「自らの地域が3分類のどこに当たるのか教えて欲しい」という要望があることや、前提となる地域のまん延の状況や、医療提供体制の逼迫の状況を判断する際の、国・都道府県で共通のフォーマットとなる指標の考え方が対外的に示されていない、という課題が指摘された。

#### 2. 市民の行動変容の必要性

- 「3月19日の提言」においては、「短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要があります」とした上で、市民の方に対し、感染リスクを下げるための行動変容のお願いをした。

- しかし、①集団感染が確認された場に共通する「3つの密」を避ける必要性についての専門家会議から市民の方へのメッセージが十分に届かなかったと考えられること、②このところ、「コロナ疲れ」「自粛疲れ」とも言える状況が見られ、一部の市民の間で警戒感が予想以上に緩んでしまったこと、③国民の行動変容や、健康管理に当たって、アプリなどSNSを活用した効率的かつ双方向の取組が十分には進んでいないことなどの課題があった。

### 3. 医療提供体制の構築等について

#### (1) 重症者を優先する医療提供体制の構築

- 今後、新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増えた場合に備え、この感染症による死者を最大限減らすため、新型コロナウイルス感染症やその他の疾患を含めた、地域の医療提供体制の検討・整備を行うことが必要である。

#### (2) 病院、福祉施設等における注意事項等

- 大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。高齢者や持病のある方などに接する機会のある、医療、介護、福祉関係者は一層の感染対策を行うことが求められるほか、利用者等を介した感染の拡大を防止していくことが求められる。

## 2. 地域区分について

### 1. 地域区分について

#### (1) 区分を判断する際に、考慮すべき指標等について

- 地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等は以下のとおりである。
- 感染症情報のリアルタイムでスムーズな情報の把握に努められるよう、都道府県による報告に常に含む情報やタイミングに関して統一するよう、国が指示等を行うとともに、国・都道府県の双方向の連携を促進するべきである。

#### 【地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等】

指標	考え方
①新規確定患者数	○感染症法に基づいて届出された確定患者数。各確定日で把握可能。約2週間程度前の感染イベントを反映することに注意を要する。
②リンクが不明な新規確定患者数	○都道府県内保健所による積極的疫学調査の結果、感染源が不明な感染者。地域におけるコミュニティ伝播を反映する。 ○報告時点では、リンクがつかないことも多く、把握には日数を要する。 ○海外からの輸入例はここから別途集計すべきである。

③帰国者・接触者外来の受診者数	○オーバーシュート（爆発的的患者急増）を可能な限り早く捉えるために、確定患者に頼らないリアルタイムの情報分析が重要である。
④帰国者・接触者相談センターの相談票の数項目（※）	○①～⑤の数値の動向も踏まえて総合的な検討を要す。 ※ ①帰国者・接触者外来受診を指示された件数（報告日別）、 ②医療機関からの相談件数（報告日別）推移の2項目
⑤PCR検査等の件数及び陽性率	

※ 加えて、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団において、ある時刻における1人の感染者が生み出した実際の二次感染者数の平均値）が地域での急激な感染拡大（オーバーシュート（爆発的的患者急増））の事後評価に有用である。しかし、推定には専門家の知見を借りて示す必要があり、また、当該感染症においては感染から報告までの時間の遅れが長い場合概ね2週前の流行動態までしか評価できない。

【地域の医療提供体制の対応を検討する上で、あらかじめ把握しておくべき指標等】

○ また、都道府県は、これ以外に、地域の状況を判断する上で、医療提供体制に与えるインパクトを合わせて考慮する必要がある。については、

- ① 重症者数
- ② 入院者数
- ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数
- ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO数と、その稼働状況
- ⑤ 医療従事者の確保状況

などを、定期的に把握しておかなくてはならない。

○ 地域ごとの医療機関の切迫度を、これらの指標から適宜把握していくことにより、感染拡大や、将来の患者急増が生じた場合などに備え、重症者を優先する医療提供体制等の構築を図っていくことが重要である。

## (2) 地域区分の考え方について

○ 「3月19日の提言」における「II. 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記(1)の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

### ①「感染拡大警戒地域」

○ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照。爆発的的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート(爆発的患者急増)を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」<sup>2</sup>(以下「3つの密」という。)を避けるための取組(行動変容)を、より強く徹底していただく必要がある。

- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。

- ・ 期間を明確にした外出自粛要請
- ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
- ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
- ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。

- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。

②「感染確認地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域(①でも③でもない地域)

<想定される対応>

- ・ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
- ・ 具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・ また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる

③「感染未確認地域」

- 直近の1週間において、感染者が確認されていない地域(海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし)

<想定される対応>

- ・ 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。
- ・ また、その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り

<sup>2</sup> 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。以下「3つの密」という。

入れた啓発を継続してもらいたい。

## 2. 行動変容の必要性について

### (1) 「3つの密」を避けるための取組の徹底について

○ 日本では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略に取り組んできた。

しかし、今般、大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要があり、なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強めていただく必要があると考えている。

○ このため、市民の皆様には、以下のような取組を徹底していただく必要がある。

- ・「3つの密」をできる限り避けることは、自身の感染リスクを下げるだけでなく、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことに繋がることについての理解の浸透。
- ・今一度、「3つの密」をできる限り避ける取組の徹底を図る。
- ・また、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避けていただく。
- ・さらに、「3つの密」がより濃厚な形で重なる夜の街において、
  - ①夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えること。
  - ②カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えること。
- ・ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることを踏まえた対応をしていただくこと。
- ・こうした場所では接触感染等のリスクも高いため、「密」の状況が一つでもある場合には普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策の徹底にも留意すること。

### (2) 自分が患者になったときの、受診行動について

○ 感染予防、感染拡大防止の呼びかけは広まっているが、患者となったときの受診行動の備えは不十分である。例えば、受診基準に達するような体調の変化が続いた場合に、自分の居住地では、どこに連絡してどのような交通手段で病院に行けばいいのか、自分が患者になった時、どのように行動すべきか、事前に調べて理解しておき、家族や近しい人々と共有することも重要である。

○ こうした備えを促進するため、新型コロナウイルス感染症を経験した患者や家族などから体系的に体験談を収集し、情報公開する取り組みにも着手すべきである。

### (3) ICTの利活用について

○ 感染を収束に向かわせているアジア諸国のなかには、携帯端末の位置情報を中心にパ

パーソナルデータを積極的に活用した取組が進んでいる。感染拡大が懸念される日本においても、プライバシーの保護や個人情報保護法制などの観点を踏まえつつ、感染拡大が予測される地域でのクラスター（患者集団）発生を早期に探知する用途等に限定したパーソナルデータの活用も一つの選択肢となりうる。ただし、当該テーマについては、様々な意見・懸念が想定されるため、結論ありきではない形で、一般市民や専門家などを巻き込んだ議論を早急に開始すべきである。

- また、感染者の集団が発生している地域の把握や、行政による感染拡大防止のための施策の推進、保健所等の業務効率化の観点、並びに、市民の感染予防の意識の向上を通じた行動変容へのきっかけとして、アプリ等を用いた健康管理等を積極的に推進すべきである。

### 3. 地域の医療提供体制の確保について

#### (1) 重症者を優先した医療提供体制の確保について

- 今後とも、感染者数の増大が見込まれる中、地域の実情に応じた実行性のある医療提供体制の確保を図っていく必要がある。
- 特に、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の5県においては、人口集中都市を有することから、医療提供体制が切迫しており、今日明日にでも抜本的な対策を講じることが求められている。
- また、その際には感染症指定医療機関だけでなく、新型インフルエンザ等協力医療機関、大学病院など、地域における貴重な医療資源が一丸となって、都道府県と十分な連携・調整を行い、どの医療機関で新型コロナウイルスの患者を受け入れるか、また逆にどの医療機関が他の疾患の患者を集中的に受け入れるか、さらに他の医療機関等への医療従事者の応援派遣要請に応じるか、などそれぞれの病院の役割に応じ総力戦で医療を担っていただく必要がある。
- 併せて、軽症者には自宅療養以外に施設での宿泊の選択肢も用意すべきである。

#### (2) 病院、施設における注意事項

- 大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。一般に、病院内感染、施設内感染における感染ルートは、①医療従事者、福祉施設従事者からの感染、②面会者からの感染、③患者、利用者からの感染が考えられる。
- このうち、医療従事者、福祉施設従事者等に感染が生じた場合には、抵抗力の弱い患者、高齢者等が多数感染し、場合によっては死亡につながりかねない極めて重大な問題となる。こうした点を、関係者一人一人が強く自覚し、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるといった感染リスクを減らす努力をする、院内での感染リスクに備える、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、症状がなくても患者や利用者とは必ずマスクを着用するなどの対策に万全を期すべきである。特に感染が疑われる医療、福祉施設従事者等については、迅速にPCR検査等を



行えるようにしていく必要がある。

- また、面会者からの感染を防ぐため、この時期、面会は一時的に中止とすることなどを検討すべきである。さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限（中止）する等の対応を検討すべきである。
- 入院患者、利用者について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施する。

### (3) 医療崩壊に備えた市民との認識共有

- 我が国は、幸い今のところ諸外国のようないわゆる「医療崩壊」は生じていない。今後とも、こうした事態を回避するために、政府や市民が最善の努力を図っていくことが重要である。一方で、諸外国の医療現場で起きている厳しい事態を踏まえれば、様々な将来の可能性も想定し、人工呼吸器など限られた医療資源の活用のあり方について、市民にも認識を共有して行くことが必要と考える。

## 4. 政府等に求められる対応について

- 政府においては、上記1～3の取組が確保されるようにするため、休業等を余儀なくされた店舗等の事業継続支援や従業員等の生活支援など経済的支援策をはじめ、医療提供体制の崩壊を防ぐための病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備、重症者増加に備えた人材確保等に万全を期すべきである。
- 併せて、3月9日、3月19日の専門家会の提言及び3月28日の新型コロナウイルス基本的対処方針で述べられている、保健所及びクラスター班への強化が、未だ極めて不十分なので、クラスターの発見が遅れてしまう例が出ている。国及び都道府県には迅速な対応を求めたい。
- さらに、既存の治療薬等の治療効果及び安全性の検討などの支援を行うとともに、新たな国内発ワクチンの開発をさらに加速するべきである。

## **V. 終わりに**

- 世界各国で、「ロックダウン」が講じられる中、市民の行動変容とクラスターの早期発見・早期対応に力点を置いた日本の取組（「日本モデル」）に世界の注目が集まっている。実際に、中国湖北省を発端とした第1波に対する対応としては、適切に対応してきたと考える。
- 一方で、世界的なパンデミックが拡大する中で、我が国でも都市部を中心にクラスター

一感染が次々と発生し急速に感染の拡大がみられている。このため、政府・各自治体・には今まで以上強い対応を求めたい。

- これまでも、多くの市民の皆様が、自発的な行動自粛に取り組んでいただいているが、法律で義務化されていなくとも、3つの密が重なる場を徹底して避けるなど、社会を構成する一員として自分、そして社会を守るために、それぞれが役割を果たしていただく。

以上

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する各部署の取組【概要】

## ◆ 総務部

- 県政広報媒体を活用し注意喚起。
- 県公式ホームページトップで新型コロナウイルス感染症関連情報を提供。
- 私立学校等へ注意喚起。
- 総務省関係情報を市町村へ情報提供。
- 都内の開催予定のイベント中止。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職員が通勤混雑を避けることができるよう臨時的な時差出勤を実施。
  - ・実施時期：令和 2 年 2 月 28 日～当面の間
  - ・対象者：公共交通機関で通勤する知事部局職員
  - ・実施内容：出勤時刻（7：00～10：00）の 4 パターン
- 在宅勤務の試行期間について令和 2 年 3 月 31 日までとされていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、試行期間を延長。
  - ・試行期間：令和 2 年 2 月 3 日～当面の間
  - ・対象者：知事部局の全職員（臨時・非常勤職員などを除く）。
- 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止等措置について、別途通知するまでの間延長する旨を通知（3/23）
- 3 月 30 日実施予定の退職者辞令交付式、4 月 1 日実施予定の新採用職員辞令交付式の中止。

## ◆ 危機管理部

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知。
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起。
- 各消防本部に傷病者への対応の具体的手順の再徹底を図るよう通知。
- 感染拡大防止の観点から、県主催のイベント等に係る開催基準策定。（2/27）
- 3 月 15 日までとされていた県主催のイベント等に係る開催基準の適用期間を 3 月末まで延長（3/13）。」
- 3 月 20 日の政府の対策本部会議において、専門家会議の見解を踏まえた対応を呼びかけていることから、県主催のイベントに係る開催基準を改め、当面の間適用する。

## ◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットラインに、県の現状・

- 対策、具体的な課題等を把握して報告。
  - 県内プロスポーツチーム等への注意喚起。
  - 福島ファイヤーボンズ福島県スペシャルマッチ（Bリーグ公式戦：2/22（土）～23（日））における感染症対策の実施。
  - Jヴィレッジへ注意喚起。
  - 統計調査員に対し、リーフレット、Q&Aを添付して注意喚起の通知（3/2）。
  - 自民党根本匠議員への知事要望実施（3/28）。
- ◆ **避難地域復興局**
- 生活再建支援拠点等の避難者支援団体に注意喚起。
- ◆ **文化スポーツ局**
- NPO法人等関係団体へ注意喚起。
  - オリ・パラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症に係る政府・競技団体間のネットワーク窓口を設置（2/13）
  - 文化センター、アクアマリンふくしま来館者及び（公財）福島県体育協会を通じた各競技団体への注意喚起。
  - 第13回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の中止（2/28）。
  - 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年程度の延期及び3/26からのオリンピック聖火リレーの延期（3/24）
- ◆ **生活環境部**
- 福島県国際交流協会ホームページで注意喚起。
  - 各市町村国際交流担当へ関係情報を周知。
  - 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知。
  - 旅券室ホームページ（海外渡航情報）で注意喚起。
  - 各旅券窓口にて外務省発表情報を掲示。
  - 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等（環境省通知）」を周知。
  - 福島県バス協会及びタクシー協会へ注意喚起。
  - トイレットペーパー等の品不足について、事業者へ聞き取り調査を実施（3/2）し、冷静な対応への呼びかけを県ホームページに掲載（3/4）。
  - JR常磐線全線開通記念式典（3/14）及び環境創造センターにおける通勤フェスティバル（3/29）の中止。
  - 外務省が全世界に対する危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を発出したことから、旅券室ホームページの海外渡航情報に同内容を掲載するとともに、県内の各旅券窓口にて「全世界に対する危険情報の発出」を掲示（3/26）。

◆ 保健福祉部

- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼。
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ注意喚起及び感染が疑われる宿泊者への対応等の通知。(2/7)
- 高齢者施設、障がい者施設、児童施設等へ注意喚起。
- 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知(2/25)
- 県備蓄マスク(一般10万枚、医療3,300枚)を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関へ提供。(2/10)
- 各看護師等養成所、各医療関係職種養成施設へ情報提供と注意喚起。(2/6)
- 社会福祉法人、施設等に対する監査及び実地指導の中止。
- 福祉サービス第三者評価調査者継続・向上研修の中止。(3/12)
- 各火葬場経営者に対し、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて通知(2/28)。
- 新型コロナウイルスの検体検査料について、3/6から公的医療保険の適用対象となる旨、市町村、国保連合会等関係機関へ通知(3/5)
- 飲食店営業者等へ衛生環境激変対策特別貸付制度に新型コロナウイルス感染症が適用となることを周知(3/5)。
- 高齢者施設へのマスク配布 600枚(3/9)
- 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止策の徹底を部長通知。(3/8)また、市町村に対しても同様に協力依頼。(3/9)
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染防止の対策事例の共有等に関する部長通知を発出(3/19)
- 1日最大98検体(概ね49人分)の検査体制を1日最大114検体(概ね57人分)検査できる体制に強化。(3/23)
- 中核市及び医療機関との調整を継続し、今後も更なる検査体制の拡充を目指す。(4/1)
- 各水道事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等の取扱いについて文書発出(3/19)
- 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について3/25より特例貸付の受付を開始。(3/25)
- 県内12生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センターに対し、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を周知。(3/23)

◆ こども未来局

- 認可保育所等関係施設等へ注意喚起。
- 母子寡婦父子福祉資金における生活資金（生活安定及び失業に係る貸付）の貸付が可能である旨各市町村及び各保健福祉事務所へ周知（一時的に就労収入が減少ケース）。(3/2)
- 放課後児童クラブの利用を希望する方へ広く受け入れる体制を整えるよう各市町村へ通知。(3/3)
- 認可外保育施設等の消毒液等の購入費用を補正予算として計上。(3/19)
- 放課後児童クラブ受け入れ状況の現地確認を実施。3月19日現在、30市町村、122クラブを確認。(3/23)

◆ 商工労働部

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起。
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起。
- 県内企業への影響を調査。
- 国の緊急対策（日本政策金融公庫緊急貸付）と共に利用できる県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））を紹介。
- 雇用調整助成金の特例措置を周知。
- 福島労働局開設の相談窓口を県HPにより周知。(2/19)
- 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ふるさと福島情報支援センター及びふくしま生活・就職応援センターにて、企業説明会の中止等の影響を受ける学生等の就職活動の支援。
- 社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設(3/3)
- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得に対する国の支援措置について情報収集し運用開始に合わせて周知を行う。
- 県立テクノアカデミーの学生を対象とした訓練を3月4日から春季休業の開始日（3月17日）までの間、臨時休業とする。
- 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化する(3/5)。
- 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設（委託を受けて個人で仕事をする方向け）について周知。(3/10)
- 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を周知。(3/30)

◆ 観光交流局

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）、県旅館ホテル生活衛生同業組合への注意喚起と帰国時検疫への協力を依頼。(1/24)
- 住宅宿泊事業者へ関係患者発生時の協力を依頼。(1/24)
- 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起。(1/24)

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ旅行の中止を念頭においた慎重な判断と旅行者への働きかけを依頼。（2/13）
- 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼。（2/19）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ感染拡大防止対策の周知及び旅行者に正確な情報提供するよう依頼。（2/21、25）
- 市町村観光担当部署・県内旅行者（旅行業共同協会非加盟）・住宅宿泊事業者に対しQ&Aチラシ周知。（2/26、27）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ当面のイベント等の開催について必要性の検討依頼。（2/28）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ外務省感染危険情報の周知。（2/28、3/3、3/9）
- 県旅館ホテル生活同業組合と意見交換を行い、現在の厳しい状況や県への要望を把握し、部内関係課と情報共有（3/3）。
- 住宅宿泊事業者に対し、届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について、流行地域を、中華人民共和国湖北省若しくは浙江省又は大韓民国大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡に変更する旨周知。（3/4）
- 住宅宿泊事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する支援等について周知。（3/6）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、セーフティネット保証5号における宿泊業や飲食業などの追加指定について情報提供。（3/9）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、雇用調整助成金の特例措置の要件緩和及び小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援について情報提供。（3/9）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、イベント等の開催について中止・延期・規模縮小等の対応を継続する旨周知。（3/11）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報（韓国、イラン、イタリア、欧州各国、米国・ワシントン州）について情報提供（3/16）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う海外のクルーズ船に関して注意喚起（3/16）
- 住宅宿泊事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する支援等について周知（3/17）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報（欧州各国）について情報提供（3/19）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、水際対策に係る新たな措置について周知（3/19）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報（全世界、エジプト全土、米国全

土) について情報提供 (3/23)

- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、第21回新型コロナウイルス感染症対策本部における総理発言等を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて情報提供 (3/23)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、新型コロナウイルス感染症対策について周知 (3/24)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、水際対策に係る新たな措置について周知 (3/24)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報(イラン、欧州各国)について情報提供 (3/25)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、公租公課等の支払い猶予について周知 (3/25)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、新型コロナウイルスに関する外務省海外安全情報の今後の注視について周知 (3/27)

◆ 農林水産部

- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起。
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起。
- 農業短期大学にて学生・教職員に注意喚起。
- 部内出先機関、農林業関係団体へ、県発注工事及び業務における作業従事者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知 (2/28)
- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対策方針(～3/15まで)を各市町村、農林関係団体に情報提供 (3/3)。
- 指定管理者(フォレストパークあだたら及び総合緑化センター)へ、利用者を特定の場所へ集めるイベントの自粛要請。
- 林業関係団体へ、「小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度の創設)及び雇用調整助成金制度」の周知について通知 (3/5)。
- フォレストパークあだたらで開催予定の令和元年度福島県もりの案内人及び福島県グリーンフォレスターの認定書交付式(3/8)を中止。今年度の認定者には状況説明し、認定書を郵送。
- 農業短期大学は、学生の海外農業研修(選択科目)ニュージーランド7日間(3月15日(日)～3月21日(土))を中止。
- 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ通知。(3/17)

◆ 土木部

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起。
- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起。



- 道の駅設置自治体へ注意喚起。
- 部内出先機関へ県発注工事における作業従業員等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知。また県の対応について各市町村及び建設業関係団体に情報提供。(2/28)
- 入札監理課から示された福島県発注工事及び業務における感染拡大防止に向けた対応方針(3月15日までの措置)について、建設業関係団体に情報提供した。(3/3(月))  
上記の措置について、当面延長とすることとなったため、部内の出先機関等に対して通知文書を発出した。各市町村及び建設業関係団体にも情報提供した。(3/23(月))※参考:業務委託6件について、受注者の希望による一時中止措置を行った。(4件解除済)
- 工事現場における配置技術者が育児により現場を離れる必要がある場合、現場への常駐義務を緩和できる等(建設業法)の措置が国から示されたため、庁内各機関、各市町村及び建設業関係団体に周知。

#### ◆ 出納局

- 指定金融機関及び収納代理金融機関に対し注意喚起。
- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところを県外事業者に対しては郵送を可とした。(4/1~)

#### ◆ 教育庁

- 県立図書館、美術館等の社会教育施設における感染拡大防止の取組の徹底
- 学校における3月2日から春季休業の開始日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入れ(2/28~)
- 不特定多数を参集するイベント等の中止(2/28~)
- 感染リスクに配慮した卒業式及び高等学校入学者選抜の実施(3/1~)
- 職員が通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施(3/2~)
- 臨時休業中の公立小中学校・県立特別支援学校の児童生徒の状況に係る緊急調査結果の公表及び市町村教育委員会に対する健康チェックや運動の推奨等に関する通知(3/12)
- 児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージの発出(3/12)
- 公立小・中学校担当者を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する研修会を開催(3/16~3/19)
- 公立学校における4月1日からの教育活動の再開について通知(3/24)

◆ 病院局

- 各県立病院において、新型コロナウイルス感染疑い患者対応マニュアルを作成し、全職員で共有。
- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止。
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化。
  - ・職員・・・勤務前に検温を実施。(3/6～)
  - ・面会者・・・入院患者への面会の禁止・制限(3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施。
- 通勤混雑に対する臨時的な時差出勤制度や、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の服務取り扱いについて周知。(2/28)
- 学校等の臨時休業に伴う診療への影響等を集約し、勤務シフト等の変更を実施。(3/2～)
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整。(3/11～)

◆ 議会事務局

- 職員の通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施(2/28)。
- 傍聴者へ、傍聴時の咳エチケット等の感染予防対策を周知(2/21)。
- 傍聴者の手洗い徹底や咳エチケット励行を各会派へ要請するとともに、風邪症状のある方の傍聴を控えるよう周知(2/28)。

◆ 県警察

- 県警ホームページにおける注意喚起(来庁時の感染防止、便乗した詐欺や悪質商法等)
- 警察施設における感染防止対策(消毒液設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃等)

## &lt;県民の皆さまへのメッセージ&gt;

新型コロナウイルス感染症は、国内では、都市部を中心に患者が急増しており、福島県においても、今週だけで、7例の陽性患者の発生が確認され、累計9例となるなど、感染が拡大しています。

引き続き、咳エチケットや手洗いをはじめとした基本的な感染症対策を徹底していただくとともに、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を避けるようお願いいたします。

また、本県でも10代の方の感染が確認されたように、全国的に若い世代の感染が広がっていることから、若年層の皆様も、こうした取組みに十分留意して行動されるようお願いいたします。

さらに、東京方面へ往来した方の感染例が本県でも発生しています。県民の皆様には、当面の間、平日も含めて、東京方面への不要・不急の往来を控えるよう、改めてお願いいたします。

最後に、県民の皆様にとっては不安や恐れのお気持ちがあるかと思いますが、原発事故による風評に苦しめられている福島県民だからこそ、新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する偏見や差別的な言動は、なさないよう切に願います。

令和2年4月3日

福島県知事 内堀 雅雄

